

○支払期月 手当の支給は、認定請求の翌月から開始され、支給事由の消滅した月分で終わります。

6月(2月分～5月分) 10月(6月分～9月分) 2月(10月分～1月分)

○申請 児童手当認定請求書に必要な事項をご記入のうえ、次の書類を添えて申請してください。請求書は、町ホームページからもダウンロードできます。

- ・請求者の健康保険証の写し(厚生年金・各種共済加入者のみ)
- ・請求者名義の口座番号のわかるものの写し
- ・請求者および配偶者のマイナンバーが確認できるもの
- ・届出者の本人確認書類

※その他必要に応じて提出する書類があります。

○こんなときは手続きを

手当を受給中に次のような変更があったときは変更の手続きが必要です。

出生や転入等により新たに受給資格が生じた場合は誕生日・転出予定日の翌日から15日以内に届け出てください。

- ・新たに受給資格が生じたとき
- ・出生などで支給対象児童が増えたとき
- ・養育している児童の住所が変わったとき
- ・受給者または児童が亡くなられたとき
- ・他の市区町村に転出したとき
- ・受給者が公務員になったとき
- ・受給者や児童の名前が変わったとき

● 問い合わせ窓口 ● 子ども安心課 ☎ 247-1344 (直通)

